

本件において原審の判断を是認すべきものとする多数意見の結論には賛同するものの、その理由付けの重要な部分について見解を異にするので、以下に考え方を明らかにしておきたい（なお、文中の条文引用は、特別の表示のない限り、民法におけるものである。）。